

『岡山芸術創造劇場（仮称）』管理運営実施計画
（素案）

平成 30 年 11 月

岡 山 市

『岡山芸術創造劇場（仮称）』管理運営実施計画（素案） 目次

はじめに

1. 『岡山芸術創造劇場（仮称）』整備にあたって	2
(1) 本計画の目的	
(2) これまでの（検討）経緯と整備スケジュール	
(3) 施設概要	
2. 事業計画	6
(1) 短期的な事業計画（年間）	
(2) 広報活動計画	
3. 施設運営計画	11
(1) 運営母体	
(2) 組織体制	
4. 施設利用計画	14
(1) 利用規則	
(2) 施設使用料の考え方	
5. 施設管理計画	18
(1) 施設の維持管理	
(2) 危機管理・リスクマネジメント	
6. 市民の参加や協力	21
(1) 市民との協働の推進	
(2) 地域との協働の推進	
7. 開館準備業務	27
(1) プレイベント・開館記念事業	
(2) 開館に向けた準備業務	
(3) 開館までのスケジュール	
8. 収支計画 <u>※現状、調整中</u>	30
(1) 支出計画（試算）	
(2) 収入計画（試算）	
9. 次年度の課題	31
(1) 次年度以降の『岡山芸術創造劇場（仮称）』の整備体制	
(2) 市民・地域との協働のための体制づくり	
(3) 管理運営・事業の評価	

資料編

1. 『岡山芸術創造劇場（仮称）』整備にあたって

（1）本計画の目的

本計画は、昨年度に策定した『管理運営基本計画』で整理した、『岡山芸術創造劇場（仮称）（以下「本施設」という。）』の管理運営の基本的な方向性を基に、実際の管理運営に向けて必要となる諸項目について具体的な検討を進め、計画として取りまとめたものです。

実施計画として、事業計画、運営組織計画、施設利用計画、施設管理計画を取りまとめ、それらを基に、本施設の運営に係る支出と収入の概算を行い、今後、岡山市が文化芸術によるまちづくりを行っていくために必要となる、文化に対する投資の見通しを明らかにすることも目的の一つとなっています。

（2）これまでの（検討）経緯と整備スケジュール

本施設のこれまでの検討の経緯と、これからの開館までの全体的なスケジュールは、以下のとおりです。

年度	管理運営関係(岡山市)	施設整備関係 (市街地再開発事業)
2013	市民会館・市民文化ホールのあり方検討会	
2015	新しい文化芸術施設の整備に関する基本構想(策定)	
2016	新しい文化芸術施設の整備に関する基本計画(策定)	都市計画手続等
2017	管理運営基本計画(策定)	基本設計
2018	管理運営実施計画	実施設計
2019	開館準備業務	建設工事
2020	・施設設置条例制定 ・指定管理者指定	
2021	・施設利用予約受付開始 等	
	竣工・引き渡し	
2022	習熟訓練等	
	開 館	

(3) 施設概要

所在地：岡山市北区表町三丁目

規模・構造：地下2階地上6階、SRC造ほか

(※なお、5・6階はホール棟機械室等)

施設機能(予定)：大ホール、中ホール、大スタジオ、大練習室、中練習室
小練習室、ギャラリー・情報コーナー、工房 その他

保留床取得費：235億円(見込)

備考：市街地再開発事業で商業・住居等との複合施設として整備

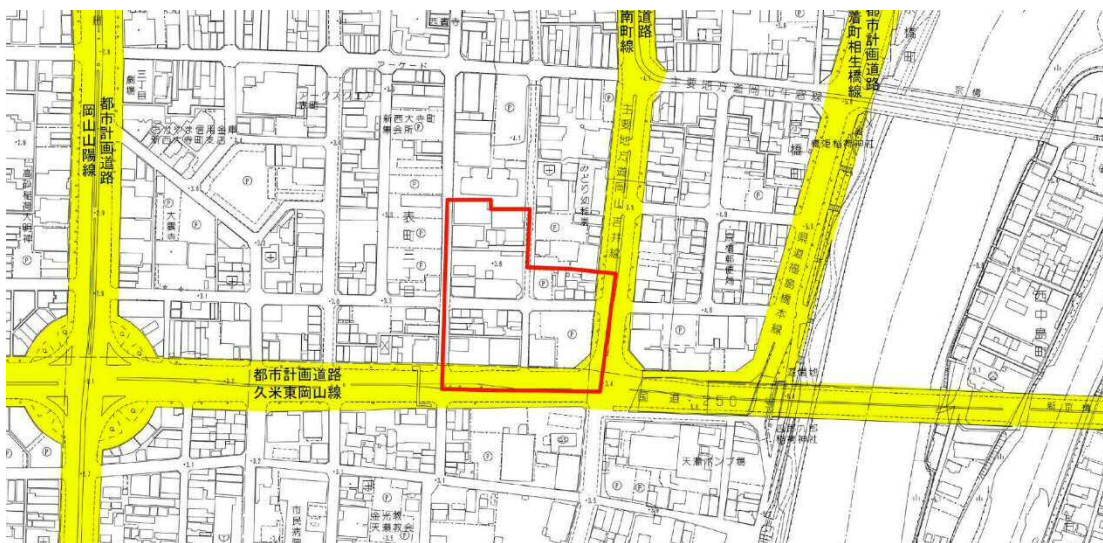
【市街地再開発事業の概要】

事業名称：岡山市表町三丁目10番11番23番24番地区
第一種市街地再開発事業

施行者の名称：岡山市表町三丁目10番11番23番24番地区
市街地再開発組合

施工地区の区域：岡山市北区表町三丁目10、11街区の一部、23、24街区

事業完了予定：2022年3月(予定)

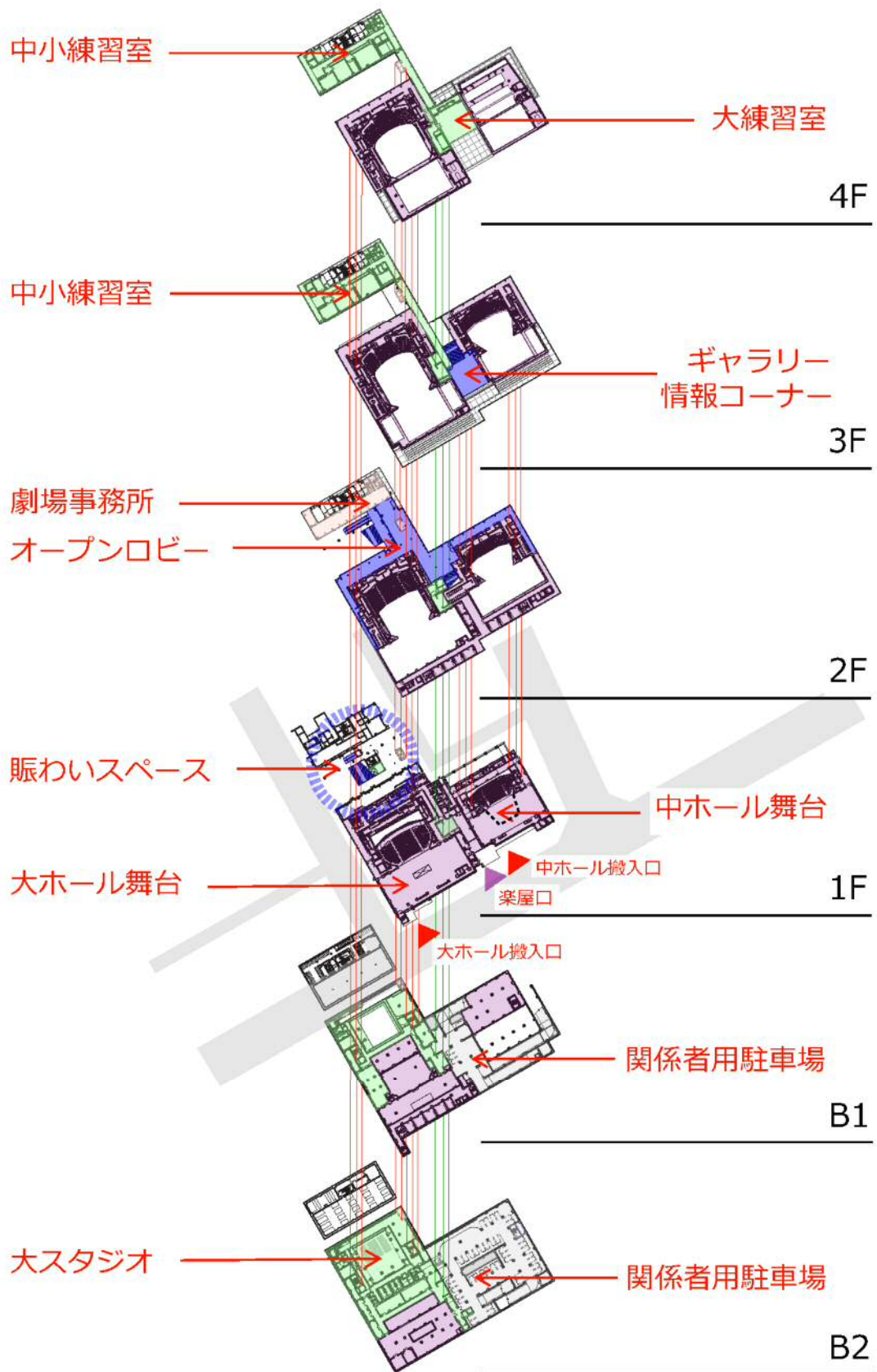


【『岡山芸術創造劇場(仮称)』の諸室(予定)一覧】

室名	規模	主な利用目的	設備等	貸出の有無	
大ホール	約 1,750 席 (1階客席 900 席程度の 3 層構造)	<ul style="list-style-type: none"> ・ バレエ・ダンス、オペラ、ミュージカル・音楽劇、大型演劇など大掛かりな舞台芸術等の公演 ・ ポピュラーコンサートやロック、ジャズ・吹奏楽、邦楽・民族音楽などの音楽芸術の公演にも対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大・中・小楽屋 ・ アーティストラウンジ等 	○	
中ホール	約 800 席 (1階客席 600 席程度の 2 層構造)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 演劇やダンス・舞踊、伝統芸能など舞台芸術の公演 ・ クラシック演奏などの音楽利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中・小楽屋 ・ アーティストラウンジ ・ 音響反射板等 	○	
創造支援諸室	大スタジオ	300 人程度 収容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模な発表会等での利用 ・ 音楽、舞台芸術の練習等に利用可能 (主に舞台芸術関係の利用を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽屋 	○
	大練習室	300 人程度 収容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模な発表会等での利用を想定 ・ 音楽、舞台芸術の練習等に利用可能 (主に音楽関係の利用を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽屋 	○
	中・小練習室	15 室程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音楽、舞台芸術の練習等に利用可能 	—	○
	大道具・小道具・衣裳等 各種工房	3 室程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舞台芸術の創作活動に必要な各種の工房 	—	※
劇場事務所	1 室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劇場の運営組織の事務室 ・ 施設の利用申込や入場券販売の窓口 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受付カウンター ・ 打合せスペース等 	—	
オープンロビー	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来館した誰もが利用できる無料のスペース ・ 様々な使い方を想定 ・ 専有利用も可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆 Wi-Fi 等 	※	
ギャラリー・ 情報コーナー	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来館した誰もが利用できる無料のスペース ・ ギャラリーの壁面で展示が可能な仕様 ・ 情報コーナーは、ポスターの掲示やチラシを配置 	—	※	

※利用において条件設定あり。

上記は今後の設計等協議に応じて変更の可能性があります。



2. 事業計画

(1) 短期的な事業計画（年間）

	内 容	実施場所 (想定)	事業数	
魅 せ る	鑑賞事業<<みせる>>			
	舞台芸術公演	複数の上演機能を持つ施設であることを活かし、これまで市内で鑑賞機会の少なかった演劇やミュージカル、ダンス等、また、バレエ、オペラなどの大掛かりな作品から、将来を担う人材を発掘・育成する作品など幅広い鑑賞機会を提供します。子ども向けの作品、伝統芸能など多彩な分野の公演を実施します。	大ホール 中ホール 大スタジオ	15 公演 程度
	音楽公演	幅広い分野の音楽公演を、規模も様々に実施します。	大ホール 中ホール 大練習室	
	鑑賞講座	上記の公演に合わせ、鑑賞をより深めるための関連講座を実施します。	創造支援諸室	上記に 準じる
	特別貸館事業	鑑賞の多様性と機会を充実させるため、長期利用や年間での定期的利用など一定の条件等を定め、対象となる利用について、優先的に施設利用ができるなどの制度を設け事業として取り組みます。特別貸館事業での使いやす料金体系なども検討します。	大ホール 中ホール	—
共催・提携公演	新聞社、放送局などマスメディアや民間の興行会社などとともに鑑賞機会を提供していきます。実演家・文化芸術団体との協働も行います。	大ホール 中ホール	—	
	普及事業<<したしむ>>			
	体験型ワークショップ	文化芸術に関心を持つ人を増やすための入門型のワークショップを行います。	創造支援諸室	50 回 程度
	バックステージツアー	施設への理解を深めるため、施設内のバックヤードの見学会を実施します。施設独自の楽しめるプログラムを制作し、定期的実施します。	全施設	
アウトリーチ活動	教育機関や福祉施設などに出向いた活動を展開します。	外部施設		
集 う	交流事業<<つどう>>			
	ホールフェスティバル	さまざまな分野の公演や文化芸術活動団体・個人による発表会などを複合的に開催します。商店街等とも連携し、賑わいの創出につなげます。市内文化施設とも連携して実施することも検討します。	全施設	10 回 程度
交流型ワークショップ	気軽に参加できる世代間交流等を目的としたワークショップなどを開催し、誰もが訪れやすい施設としての契機をつくります。	創造支援諸室		

	内 容	実施場所 (想定)	事業数	
集 う	情報事業、施設提供事業《支える》			
	機関誌発行	公演の周知や活動参加者を増やすことを目的に広報誌を発行し、活動について広報を行います。	—	—
	文化芸術情報センター運営 (友の会運営を含む)	近隣地域や全国、海外をも含めた文化芸術に関する情報の収集と提供を行い蓄積していきます(アーカイブ化)。また岡山市に関する情報の収集と提供を行います。WEB ページの運営も行います。	—	—
	施設提供事業	大・中ホール、創造支援諸室の貸出を行う。	全施設	
つ く る	創造事業《つくる》			
	作品創造に向けたワークショップ	作品創造に向けた実演家を対象にした連続ワークショップを開催します。	創造支援諸室	適宜 実施
	作品創造に向けた試演会	上記ワークショップの発表を兼ねた試演会などを開催し、公演につなげます。	スタジオなど	
	プロデュース公演	施設が企画・制作したコンサートや演劇・ダンス作品の公演を行います。さまざまなジャンル、規模の作品を創造していきます。	中ホール 大スタジオ など	4本 程度
	市民参加オペラ・ミュージカル等公演	市民参加によるオペラやミュージカル等の作品創造を行います。	大ホール	
	育成事業《はぐくむ》			
	連続養成講座	演出家や舞台スタッフによる舞台芸術に関するワークショップを実施します。	創造支援諸室	5本 程度
	連続ワークショップ	技能取得などを目的とした継続したワークショップを展開します。	創造支援諸室	
ジュニア教室	青少年を対象とし、演劇、ダンスなどの日常的な練習と発表の機会を設けます。	創造支援諸室 中ホール		
文化芸術活動支援事業	文化芸術活動を行う個人や団体等へ、職員の専門性を活かした指導、助言等を行います。	—	—	
連携事業、継承事業《つなぐ》				
地域連携承継事業	市内の文化活動団体や地域とのネットワーク形成に向けたプラットフォームとしての場を設けます。 商店街など地域との連携に取り組むとともに、市内各地に残る伝統芸能の承継し、その担い手との連携に取り組みます。	—	—	
インターンシップ、大学との連携(教育機関との連携)	市内外の大学と連携し、学生のインターンシップの受け入れや共同研究などを行います。	—	—	
文化施設連携	市内文化施設と連携したフェスティバルの開催や、親しみやすさを醸成するイベントなどを開催します。 また各施設のスタッフ同士のネットワーク形成なども図ります。	—	—	

【岡山芸術創造劇場(仮称)】の諸室を

	4月				5月				6月				7月				8月				9月			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2		
大ホール	一般利用				一般利用				運営事業	一般利用				一般利用										
中ホール	一般利用				運営事業	一般利用			運営事業	一般利用			運営事業	一般利用			運営事業	一般利用			運営事業	一般		
大スタジオ	一般利用																一般利用							
大練習室	一般利用																							
中・小練習室																	育成事業						育成事業	

※1) は稽古利用を示す。



ひと・まち・つくるプロジェクト「わが町」ワークショップ



ダンスインキュベーション公演

【利用した事業実施のイメージ】

9月	10月				11月				12月				1月				2月				3月						
	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
一般利用				運営事業	一般利用				創造事業	一般利用																	
一般利用	運営事業	一般利用			運営事業	一般利用		運営事業	一般利用		運営事業	一般利用		運営事業	一般利用		運営事業	一般利用		創造事業	一般利用						
創造事業	創造事業	一般利用		創造事業	一般利用		創造事業	一般利用		創造事業	創造事業	一般利用		創造事業	一般利用			創造事業	一般利用								
一般利用																											
育成事業/普及事業																											
一般利用																											
業																											

※年間の実施事業のボリュームのイメージであり、特定の事業実施時期を想定したものではありません。



ひと・まち・つくるプロジェクト「わが町」公演



ダンスインキュベーション公演

(2) 広報活動計画

昨年度策定した「管理運営基本計画」では、広報活動の方針として以下の4点をあげています。

- | |
|-------------------------------|
| ① 対象を定めた広報活動 |
| ② 時期を見据えた実施 |
| ③ 複合的な展開（複数のツールの活用や各ツールの連動など） |
| ④ 専門家の配置 |

これらの方針に従って、本施設の広報活動を展開していきます。

印刷物としては、以下のような広報ツールを作成することが想定されます。本施設の開館に合わせて必要となるパンフレット等の仕様については、次年度以降に検討を行います。

【制作する印刷物の想定】

施設紹介	
施設パンフレット	主に、施設の機能を紹介し、広く施設のプロモーションに利用する。 支援を受けている賛助会員・企業等へ配布するなど、支援者を募るツールともする。 その他、視察者や訪問者等へ配布する。
施設パンフレット (簡易版)	市内の様々な施設等に配架するなど、広く大量配布を行い、施設認知度のアップを図る。
施設運営関係	
施設紹介パンフレット [運営概要]	施設運営や事業の特徴などを掲載し、広く施設のプロモーションに利用する。
施設紹介パンフレット [運営概要] (簡易版)	市内の様々な施設等に配架するなど、広く大量配布を行い、施設認知度のアップを図る。
情報誌 (複数回発行)	定期的に発行し、市内の様々な施設等に配架するなど広く配布を行う。事業に興味を持つ人への情報ツールとする。
利用案内	施設利用者に向け、施設利用の規則等をわかりやすく掲載する。 また、施設の利用料金表も掲載する。
舞台図面集	施設利用者へ、どのような施設であるか具体的な設備についての情報提供を行い、技術打合せ等に利用する
事業紹介	
開館記念事業 パンフレット	定期的に発行し、市内の様々な施設等に配架するなど広く配布を行う。事業に興味を持つ人への情報ツールとする。
友の会募集	会員制度の概要や当該年度事業ラインナップを掲載し、広く会員を募るものとする。入会申込書を兼ねることも検討する。
通年事業パンフレット	定期的に発行し、市内の様々な施設等に配架するなど広く配布を行う。事業に興味を持つ人への情報ツールとする。
整備記録	
完工記念誌	施設整備の記録として、建設までに関わった関係各所、竣工記念式典出席者等に配布する。

3. 施設運営計画

(1) 運営母体

「管理運営基本計画（平成30年3月策定）」において、本施設は指定管理制度の導入を前提として運営母体を検討していくことと整理しています。

本施設は、これからの岡山市の文化振興施策を積極的に実施するとともに、市民や文化芸術団体、地域などと新しい創造や賑わいをつくりだしていく施設であり、中四国地域の文化芸術をけん引していただくだけではなく、関西地域と九州地域の双方を文化で繋げていく役割を果たし、岡山の新しい文化を創造・発信する中核とならなければなりません。

本施設の管理運営に際しては、自主事業や市民、文化芸術団体などとの協働事業を行うのに必要な文化芸術への理解と造形や、音響、照明などの舞台機構を操作する高い専門性だけでなく、前項までの事業計画を具現化していく事業運営能力も有していることが求められています。

加えて、専門性を有している人材が、その能力を十分に発揮することができ、それらの人材を継続的に配置することで人材の育成を行い、施設の管理運営を継続して行うことができる体制が必要となります。

また、本施設が、民間事業者との複合施設であることから、供用となる施設や設備の管理においても、十分な知見を備えるだけでなく、状況に応じて柔軟な対応ができる能処理能力も必要となります。

以上のような、文化施設として基本的に求められる要件だけではなく、岡山市の文化施策をはじめとする各種政策や施策と協調した活動を展開していくことが望まれます。そのためにも施設の運営母体は、文化芸術に関する専門的な機関として位置づけ、岡山市の文化政策実現のために協働していくことが可能な組織でなければなりません。

【『岡山芸術創造劇場（仮称）』の運営母体としての条件の整理】

- 文化芸術施設に関する知見と専門性
- 国内外の芸術文化への理解と造詣
- 文化芸術施設の円滑な施設運営能力
- 岡山市の文化政策との協調
- 公の施設としての施設運営能力
- 岡山の文化芸術への理解や見識
- 岡山の文化芸術活動におけるネットワークやつながり
- 既存文化施設との連携

(2) 組織体制

管理運営基本計画において、本施設において必要な組織体制等を整理しました。

開館に向けて人員配置を行う計画となっており、2019年度には、開館後の事業計画や施設利用に関する詳細などについての検討。また、プレ事業や広報活動の実施にあたり、開館後の運営を担う人材による検討組織を立ち上げるなど、実際の運営に向けた取り組みの検討を進めます。

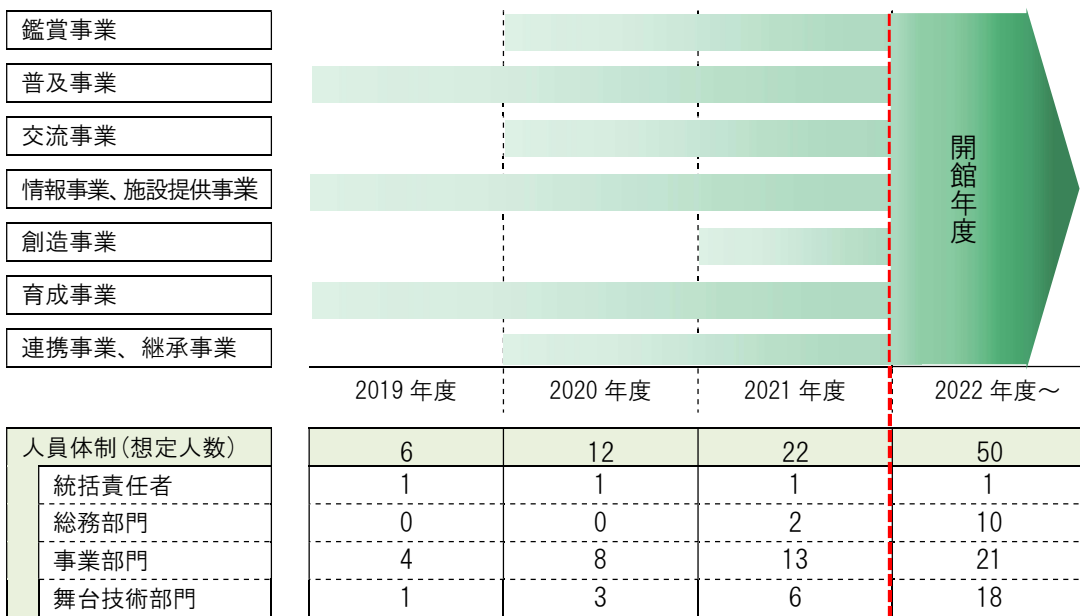
【各職能の業務所掌の想定】

※「新しい文化芸術施設【岡山芸術創造劇場(仮称)】管理運営基本計画」より再掲

		業務内容	想定人数	
統括責任者(館長)		本施設の総責任者	1	
総務部門	総務部門責任者(マネージャー)	総務部門の責任者であり、施設の管理運営に係る収支管理を担う。	1	
	経理担当	日常業務として、現金の出納管理、預金管理、出納審査、給与、利用者からの入金管理、契約等を行うほか、予算管理、決算等を行う。	3	
	庶務担当	人事、サービス、給与、文書管理、採用、勤怠管理、管理組合対応、備品管理、渉外など	3	
	施設管理担当	施設の維持管理、営繕、敷地管理、駐車場管理、維持管理業務に関する管理組合対応	3	
事業部門	事業部門責任者(プロデューサー)	事業部門の責任者であり、本施設の事業実施の方向性を定めて実行する。	1	
	企画制作・学芸	制作担当	舞台芸術作品の制作業務や招聘公演などの制作担当。外部資金の獲得の任も担う。	6
		学芸担当	教育普及、育成、交流協働などの事業を担当する。学校などの他機関と連携し、舞台芸術を活用したワークショップやアーティストによるアウトリーチなど、文化芸術に親しむ層の拡大に努める。また、制作者、舞台技術者、アーティスト等に向けた研修事業や養成事業等を実施するとともに、地域の文化芸術活動の創造支援や賑わいづくりを担う。	4
		調査研究・情報担当	市内及び全国の文化芸術に関する研究・情報収集を行い、蓄積しアーカイブ化を図る。また、文化芸術に関する調査・研究を行い、その内容について展示やイベント等により公開し現在に結びつけていく。	2
	営業・広報	営業担当	各種プロモーター、制作団体等に対する施設利用の営業を行なう他、チケットの販売営業、団体観劇会等の企画・相談・受付等を行う。また、支援会員(個人・法人)向けの情報提供や、サービスの企画・実施を担う。	2
		広報担当	施設が主催するすべての事業の宣伝や、施設を利用して行われる公演事業等の宣伝を行うとともに、取材の受付窓口となり、施設の広報素材の制作を担う。	2
	施設利用担当	貸館利用申込受付の窓口 ホールでのもぎり、受付、案内、販売物管理、客席案内係の指導等も担う。	4	

舞台技術部門	舞台技術部門責任者 (テクニカル・ディレクター)	舞台技術部門の責任者であり、舞台関連設備の安全性に関する責任を持つ。	1
	プロダクション・マネージャー	作品創造の際の技術マネジメント(ツアー公演まで含む)、技術的問題の調整、事業全面にわたる技術的サポート、技術者養成、大道具備品の管理等を担う。	3
	機構担当	舞台機構設備の操作・管理等	4
	照明担当	舞台照明設備・備品の操作・管理等	4
	音響担当	舞台音響設備・備品の操作・管理等	4
	映像担当	映像設備・備品の操作・管理、作品創造時の記録映像の撮影、販売パッケージ化への技術的支援等	1
	工房担当	作品創造の際の製作物のマネジメント、製作、技術的支援を行うとともに、施設の持つ工具類や特殊設備の管理・工房室の管理を行う。小道具、衣裳・メイクなども含む。	1

【段階的組織の構築イメージ】



【『岡山芸術創造劇場（仮称）』の職員として求められる資質】

- 舞台芸術に関する知見と専門性
- 文化政策に対する知見と専門性
- 舞台芸術事業の企画・制作知識、マネジメント能力
- コーディネート能力、交渉能力
- 舞台設備操作に関する経験やプランニング知識・能力
- 文化芸術施設のマネジメント能力、対外交渉・ファンドレイジング能力
- 国内外の芸術文化への理解と造詣
- 経理・会計処理能力、法律知識
- 文化芸術施設における販売促進知識・能力、営業力

4. 施設利用計画

(1) 利用規則

開館日、開館時間、利用申込の締め切り時期など基本的な利用規則を定めなければなりません。しかし、このことは職員の勤務体制にも大きく影響します。経費も考慮にいれつつ、利用者の利便性に配慮した柔軟な対応ができるようにしなければなりません。

① 開館日の設定

- 管理運営基本計画の考えに則り、年末年始に加え、隔週に1回程度の定期的な休館日を設けます。定期的な休館日は、曜日を特定する場合には、市内の他のホール施設と同じ曜日とならないように設定します。
- 複合施設内に整備することから、施設全体のメンテナンススケジュール等にも配慮します。
- 休館日以外にメンテナンスが必要な場合、利用状況をみながら適宜設定するものとします。

② 開館時間の設定

- 午前9時から午後10時を基本の開館時間とします。
上記時間以外の利用にも柔軟に対応できるようにします。

③ 受付時間等

- 午前9時から午後7時まで受付等に対応します。
- ただし、開館時間内においては対応可能な範囲で柔軟に対応します。

④ 申込方法・時期・利用決定方法等

- 大ホール、中ホールの申込では、他の施設を同時に申込みできるようにします。大スタジオと大練習室での公演利用も同様とします。
- 申込を開始する月に、利用申込できる期間を数日間設定し、その期間内に申込を受付けます。その期間内の利用申込について、利用希望の重複があれば利用調整を行うものとします。
- 申込の際には企画書など利用の概要も記載した資料等をあわせて提出してもらいます。

【申込受付時期の想定】

施設名	芸術文化の利用	左記以外の利用
大ホール	15ヶ月前	14ヶ月前
中ホール	13ヶ月前	12ヶ月前
大スタジオ・大練習室	9ヶ月前	6ヶ月前
中・小練習室	6ヶ月前	3ヶ月前

■ **利用申込み締め切り時期**

- 利用申込みは現行どおり利用期日の1月前までの受付を原則とします。ただし、実際の利用実態をみながら調整を行います。

■ **支払について**

- 施設の利用料金の納入確認後に使用許可書を発行します。
- 窓口での支払の他、銀行振込での支払いなどに対応するなど利便性に考慮します。
- 利用の取り消しが発生した場合には、申し出の時期に応じて納入済みの利用料金の部分的な還付を検討します。

⑤ **連続利用日数等**

- 大ホール・中ホールについては、比較的長期間の公演やその場所で作品創造を一緒に行っていくような作品での利用を想定し、連続28日間(4週間)まで連続利用が可能なおこととします。
- 創造支援諸室も、同様とします。

(2) **施設使用料の考え方**

① **使用料金設定の考え方**

- **利用しやすさへの配慮**
 - ・ 利用者が市内・市外で、料金設定の違いは設けないものとします。
 - ・ 入場料を徴収する催しで利用する場合の利用料金は、入場料の料金設定により段階的な料金を設定します。例えば、大ホールの場合、入場料金の設定が5,000円以下の場合と、5,001円以上の場合の設定をすることなどが考えられます。
 - ・ 本施設で公演等を行うことを前提とした準備・練習利用の料金を設けます。
 - ・ 客席の一部のみ(1階席のみなど)を使用した場合の料金を設けます。
 - ・ ホールに付随する楽屋は、一定程度の室数はホール使用料金に含めますが、それ以上の室を利用する場合には、別途楽屋を利用する料金を設定します。
- **近隣及び全国の類似施設との比較**
 - ・ 類似規模施設、類似の利用を目的とした施設などを参考として料金を設定します。(※資料編参考)
- **受益者負担の考え方**
 - ・ 受益者負担の考えを基本とし、施設の利用をする人・団体からは適切な負担をいただき、岡山市の財政的な負担の軽減を図ります。

② 施設使用料金(案)

【『岡山芸術創造劇場(仮称)』利用料金(案) 参考】

※全国・先進施設の平均利用料金を元に算出

大ホール料金(案)						
	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時	午前・午後 9時～17時	午後・夜間 13時～22時	全日 9時～22時
平日	66,000	125,000	162,000	177,000	243,000	280,000
土・日・祝日	80,000	150,000	195,000	212,000	291,000	336,000

中ホール料金(案)						
	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時	午前・午後 9時～17時	午後・夜間 13時～22時	全日 9時～22時
平日	41,000	78,000	101,000	110,000	151,000	174,000
土・日・祝日	49,000	93,000	121,000	132,000	181,000	209,000

大スタジオ・大練習室(案)						
	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時	午前・午後 9時～17時	午後・夜間 13時～22時	全日 9時～22時
平日	13,000	25,000	33,000	36,000	49,000	57,000
土・日・祝日	16,000	31,000	40,000	43,000	59,000	68,000

※各区分料金の全日料金に対する割合、及び、曜日による料金差は、現市民会館の料金設定を参考としています。

③ 付帯設備料金

- 付帯設備の貸出について、講演会セット、オーケストラセットなどのセット料金を設け、わかりやすさに配慮します。
- 今後貸出を行う備品等を確定させた後に、市内の他施設とのバランスに配慮し、他の政令指定都市等の事例も参考にしながら料金設定をします。

④ 冷暖房料金

- 利用者が寒暖に左右されず快適な状況で利用できるように、冷暖房料金は施設使用料に含めた設定とします。冷暖房費の有無によらず料金が決定するため、わかりやすくなります。

⑤ 減額・免除

- 現在、岡山市民会館は減額・免除の規定はなく、岡山市立市民文化ホールには減額・免除の制度があります。本施設を利用する受益者負担の考え方から、基本的に減額・免除の規定は設けない方針とします。

5. 施設管理計画

(1) 施設の維持管理

① 専有部分と共用部分

本施設は、複合施設内に整備されるため、岡山市が管理する「専有部分」と施設全体で管理する「共用部分」があります。

一般的に、指定管理者が行う施設管理は専有部分のみであり、共用部は施設全体を管理する目的で設立される管理組合が行います。ただし、施設を利用する人や公演などを観に来る来館者が共用部分を利用することがあるため、共用部分の施設管理についてもあわせて検討する必要があります。

また、施設の管理主体は、専有部分と共用部分で分かれますが、維持管理業務を行う場合、一体的に行うことで効率的に実施できることがあります。例えば、清掃業務などは、共用部分と同じ事業者へ委託することなどでスケールメリットが発生することが考えられるため、より効率的にできる維持管理方法を検討します。

② 劇場特有設備の維持管理

劇場施設の機能として、重量物が上部にあるなど、安全な運営に対する十分な配慮が求められる設備が多数設置されます。出演者やスタッフなど利用者、観客などの来場者に対する安全を確保するため、また、実際の利用の際には障害が生じることのないように、舞台関連設備の維持管理は予防保全の考えを基本として確実に実施します。

特に、本施設において施設を提供することは、すなわち興行等の開催につながり、設備の不具合等で公演等が開催できない事態は起こしてはならないことです。安心して安全に施設を利用してもらえるように、日常的な保守点検の実施は当然のこととし、一定の期間が経過した際には、設備の補修や改修を適切に行うこと必要です。

③ 長期的視点

本施設は、開館後 50 年以上の長期にわたり利用することが想定されます。快適な利用環境を継続し、長期にわたっての施設利用を可能にするために、建築や設備の改修や更新などを長期的な視点から計画的にとらえることが必要になります。

岡山市は、管理運営者として施設管理情報の共有化を図るためにも、施設の維持管理計画を作成し、施設のスムーズな運営に努めます。また、建築や設備の改修等においては多大な経費負担が生じるため、長期的な修繕計画などを策定することにより、財政負担の平準化や計画的な実施が望まれます。

共用部分に関しては、管理組合との調整が欠かせないため、あらかじめ相互協力のもと維持管理に関する計画を作成することが望まれます。

(2) 危機管理・リスクマネジメント

① 安全対策と体制の構築

劇場施設の危機管理として、マニュアル等を整備し日常の業務における安全対策を図るとともに、有事の場合にも適切な対応ができるよう定期的に研修や訓練の機会を設けます。異常が発生した場合は、施設の運営に支障をきたすことのないよう、適切な措置を講じます。

また、利用者に対しても、緊急時の対応について事前の説明を行うなど危機管理に備えます。

以下には、劇場施設でそなえるべき各種のマニュアルについて整理しました。

【備えるべきマニュアル例】

■危機管理マニュアル

【主な掲載内容】

- 自然災害：地震災害／風水害／火山災害
- 事故：火災／停電／人身事故／設備損壊／周辺施設の事故
- テロ・騒動等：大規模テロ等／不審者侵入／爆破予告・爆弾騒動／
異臭騒ぎ／放火／感染症／観客騒動
- その他：情報漏えい／不祥事（法令違反等）／メディア対応／損害賠償

■接遇マニュアル

【主な掲載内容】

- 窓口受付：利用希望者／チケット購入希望者／その他相談等
- 電話応対マニュアル：利用希望者／チケット購入希望者
- 苦情対応

■施設管理マニュアル

- 建築・建築設備等マニュアル
- 劇場技術安全管理マニュアル
- 設備等運転マニュアル

■施設貸出マニュアル

【主な内容】

- 施設貸出マニュアル：各室ごとに、貸出時の状態や原状復帰の形などを整理する。
- 利用者提示資料：施設利用に関する資料の他、緊急時対応資料を提示・説明。

■法令順守

- 個人情報保護 等

また、各種マニュアル等の計画通りの業務が遂行できるように実施する研修や訓練の例を整理しました。

【実施すべき研修や訓練】

- 防災訓練
- 接客研修
- アートマネジメント講座
- 舞台技術者講座
- 普通救命講習会や自動体外式除細動器（AED）講習 等

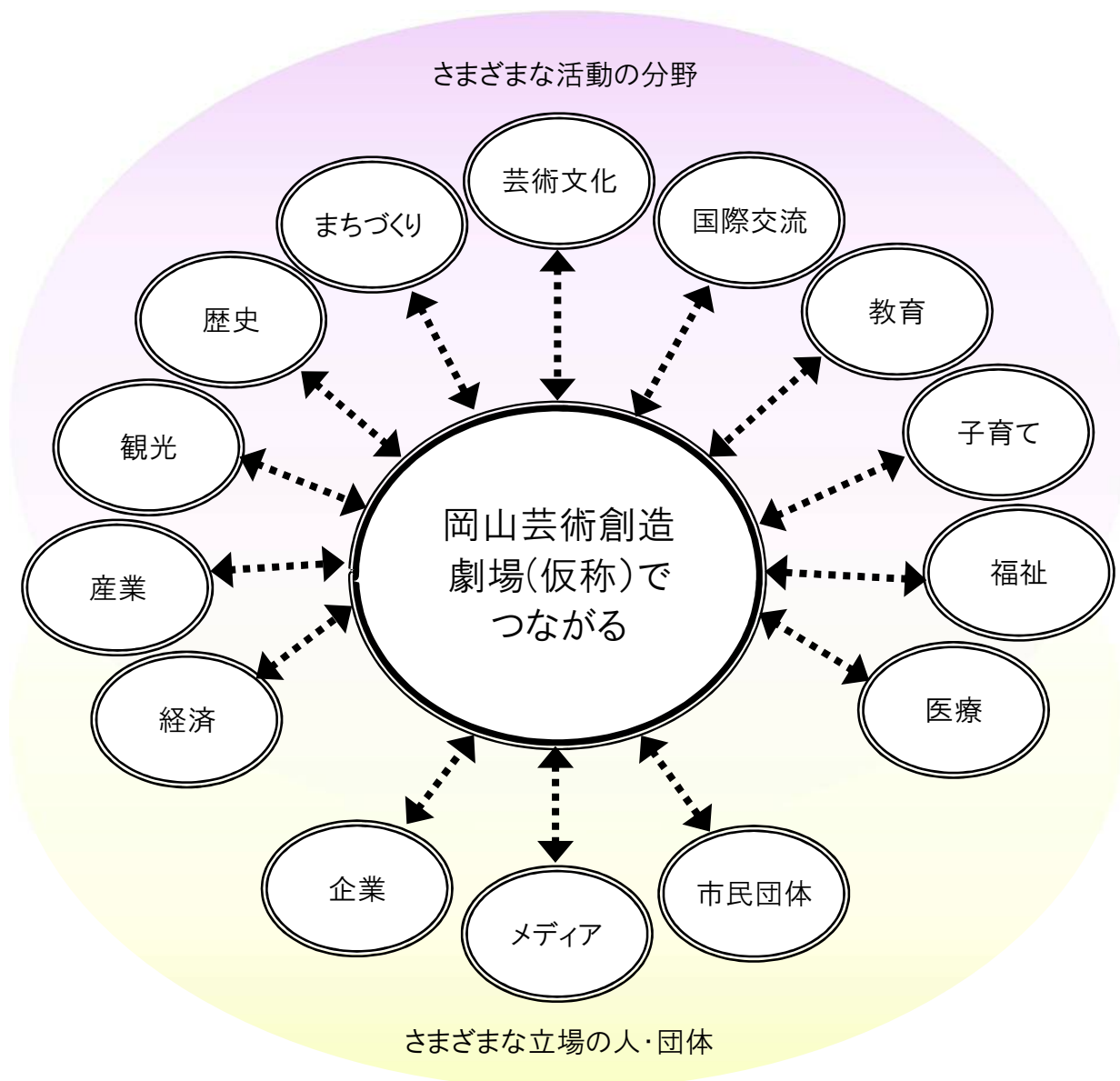
6. 市民の参加や協力

(1) 市民との協働の推進

本施設がコンセプトとしている「魅せる」「集う」「つくる」を市民とともに作りあげていくために、今、岡山で行われている活動などとの協働を進めていきます。

市民や市民団体が行っている様々な活動をつなぐハブになるべく働きかけをしていくとともに、それらを積み重ねた新たな活動や動きを生み出していきます。

【岡山芸術創造劇場(仮称)と市民との協働イメージ図(案)】



さまざまな活動分野をつなぐために、岡山シンフォニーホールなどの既存の文化施設等との連携を図ります。

また、市民参加の一環として、会員組織の運営や、本施設への理解を広め支援してもらう制度などに取り組んでいきます。

ア 会員組織

文化芸術の鑑賞する機会を提供するにあたり、会員組織を運営します。

今後、事業計画と併せて、どのようなサービスを提供していくか、必要となる経費とともに詳細を検討していきます。

【取り組み事例】

- 有料会員制度
- 無料会員制度
- 情報提供制度（メール会員等） 等

【検討課題（想定）】

- 会費の設定
- 特典の設定
- 会費徴収制度
- 申込の方法
- 管理システム
- 広報・周知の手法
- 必要経費 等

イ その他支援

本施設の運営にあたっては、その目指すところや事業に対して理解を得て、幅広く様々な支援を得られるようにしていきます。

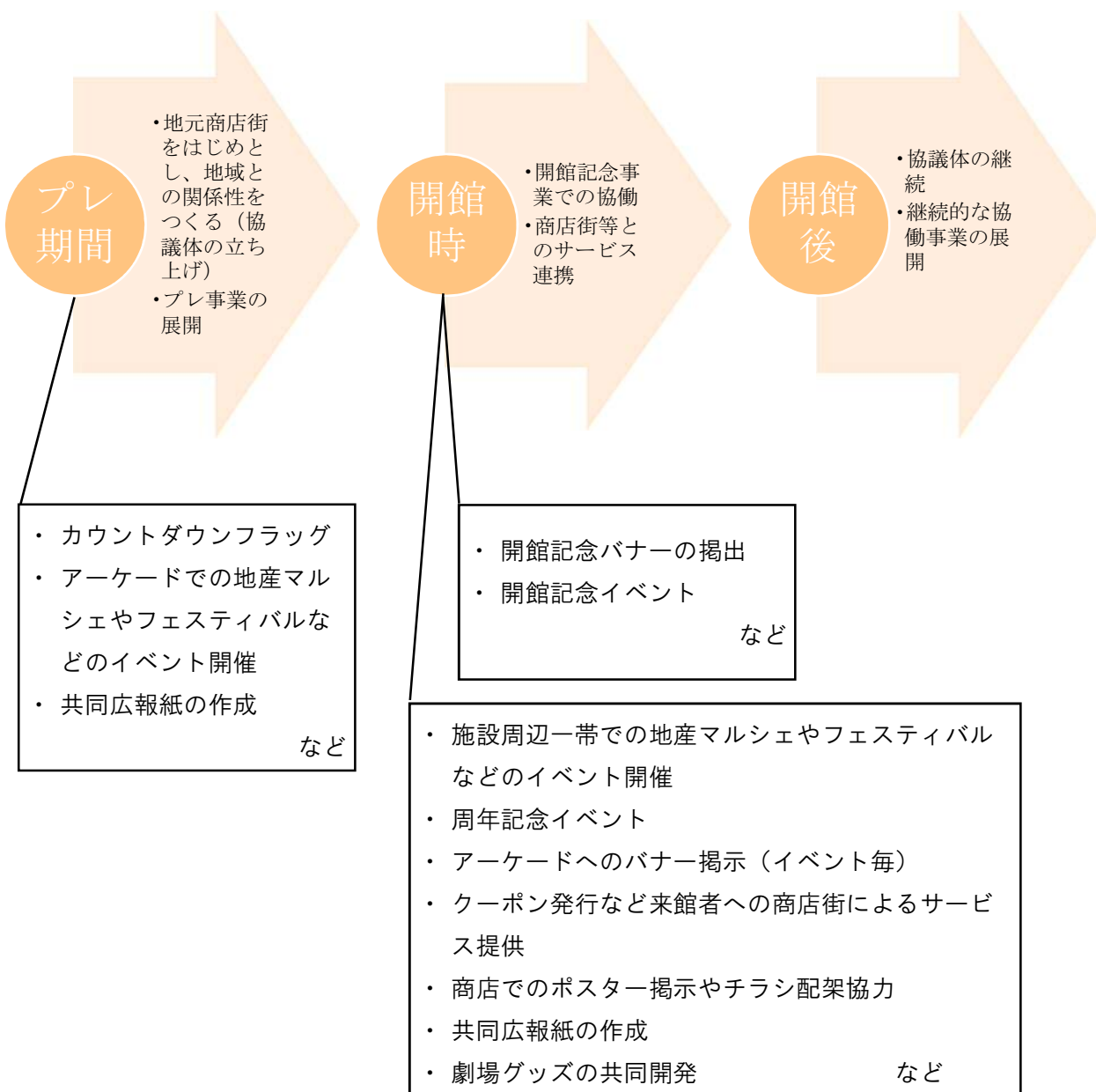
【劇場、音楽堂等への支援制度例】

支援制度	概 要
賛助会員制度	<p>法人、個人を対象とした、劇場施設の運営をサポートしてもらうための会員組織。</p> <p>段階的に会費を設け、会費に応じて特典を設定する事例が多くみられる。施設への顕名、公演プログラムやパンフレット等印刷物への掲載、公演チケットの優先販売・割引販売、広報誌・情報誌の送付、特別イベントへの招待などを特典とする。</p> <p>税制上の優遇措置が可能となる場合もある。</p>
スポンサー制度	<p>主に法人を対象に、広報・宣伝手段として、劇場の発信力や集客力を活用してもらう制度。</p> <p>年間を通じてPRを行うものや、公演ごとに行うものなどがある。公演プログラム、広報誌・情報誌、公演チラシ、公演チケットなど印刷媒体やホームページへの広告掲載、施設への掲示などが考えられる。また、公演チケットの割引販売なども想定される。</p>
ふるさと納税	<p>「ふるさと納税」制度を活用し、文化振興や文化施設を用途と指定して寄附を受付ける。</p> <p>税制上の優遇措置が可能となる場合もある。</p>
寄付制度	<p>広く寄付を受付け、事業や施設運営に活用する。</p> <p>税制上の優遇措置が可能となる場合もある。</p> <p>また、公演事業などでドリンク購入をした場合に、その一部を自動的に寄付に回すことで、寄付者自らが行動を起こさなくても寄付できるなど、手法は様々な検討できる。</p>

(2) 地域との協働の推進

本施設は、専門的な機能を持つ劇場としての役割を持つと同時に、地域の公共施設としての役割を担います。

そのためにも、市民や市民団体との協働のみならず、地域との協働は欠かせないものとなります。しかし、地域と協働する関係性をつくるためには時間が必要であり、開館前に実施するプレイベントや、開館記念イベントなどを通じて、地域をつくる一員としての役割を果たしていきます。



【事例】

○兵庫県立芸術文化センター

センターを核とした地域全体の振興発展と活性化を目的に、平成18年4月、アクタ西宮振興会（西宮北口駅北東の商業ビル）、にしきた商店街、芸術文化センターが中心となって西北活性化連絡協議会を設立している。同協議会を中心に、市内の大学生、周辺自治会等の参加も得て公演関連イベント、開館記念イベント、クリスマスなど趣向を凝らした様々なイベントを実施、地域のにぎわいと一体感をつくっている。平成20年10月からは阪急西宮ガーデンズも参画、以降4団体が中心となり、現在は「西北活性化協議会」として活動している。



H30 プロデュースオペラ
『魔弾の射手』
地元商店街の様子

<西北活性化連絡協議会イベント（主なもの）>

開館～3年間 H17(開館)年度 4事業 9回→H18年度 7事業 23回→H19年度 12事業 21回
現在 H29年度 6事業 11回

<地域の一体感醸成・経済的効果>

西北活性化連絡協議会（にしきた商店街、アクタ西宮振興会）の協力を得て周辺商業アンケート調査を実施した結果、地元経済へのかなりの波及効果があることを確認。

- ・ 全体の約半分で、芸術文化センターの公演日に集客・売上増加（そのうち、客数・売上が20%程度増えるとの回答が3割）
 - ・ 全体の約2割強が、芸術文化センター開館以降、営業活動の拡充や投資を行い、その約7割が拡充・投資は芸術文化センターとの関係があると回答（「商品やサービスの品揃えを充実」「従業員を増やした」「販売促進に力を入れるようになった」など）
 - ・ 芸術文化センター2周年を記念して、にしきたの44店舗の協力を得て、センター来館者等にグルメクーポンを配付（16,000部）。また、オペラ「蝶々夫人」再演を記念して、グルメ・ショッピングクーポン（18,000部）を配付するなど、地元との連帯感を高めている。
- 現在では、オペラ関連企画「グルメ&マルシェウィーク」を実施。H30年は、24店舗の協力を得て特別メニューや割引サービスを提供いただき、期間中利用者にスタンプシールを配布。スタンプシールを3枚集めるとQUOカードプレゼントに応募できるキャンペーンを実施。
- ・ 芸術文化センターと駅とをつなぐ公共デッキ沿いに劇場関連のグッズ・ショップがオープン（H20.4～H29.3） ※現在はH29.4より中之島フェスティバルタワーへ移転
 - ・ 阪急西宮ガーデンズ（大型ショッピングセンター）がオープン（H20.11～）。西宮北口駅の1日平均乗降者数は開業から約3万人増加し、H30には別館、ゲート館（子育て世代をターゲットとしたテナントを誘致）が開業、西北エリアの魅力向上を図っている。（敷地面積 約71,000㎡、店舗数 約250店舗、駐車場 約3,000台）
 - ・ 甲南大学西宮キャンパスが開設（H21.4～）

参考：「兵庫県立芸術文化センター『開館記念期間3年間の総括』（2008年7月）」

「兵庫県立芸術文化センター提供資料」「神戸新聞」



クリスマスイルミネーション



H27 プロデュースオペラ『椿姫』前夜祭
地域の夏祭り

○座・高円寺

劇場を地域に根ざした「まちの広場」としていくという考えのもと、施設開館の1年前から、「座・高円寺地域協議会」を立ち上げ地元との意見交換を続けている。座・高円寺と高円寺のまちが共存共栄し、地域をより魅力的にするために、高円寺四大まつり（春の「高円寺びっくり大道芸」、夏の「高円寺阿波おどり」、秋の「高円寺フェス」、冬の「高円寺演芸まつり」）をはじめとする様々な地域企画などについて知恵を出し合い取組みを進めている。

特に、「高円寺びっくり大道芸」は、座・高円寺開館の年から始まったが、今では高円寺地域の10を超える商店会の合同事業として実施されており、実行委員会には商店会とともにまちの一員として、座・高円寺の指定管理者である特定非営利活動法人劇場創造ネットワークが参画し、事務局を担当している。

また、広報誌『座・高円寺』（3月と8月の毎年2回発行）はシアター・コミュニケーション・マガジンとして、劇場の情報だけでなく、高円寺の町と人の魅力を様々な切り口で紹介している。他に、「道草カウンター」として1階ロビーにチラシ置きカウンターを設置し演劇関連のチラシの他に、地域の飲食店や商店などのチラシが有料で置けるようになっている（1月単位）。

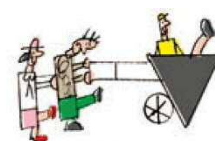


道草カウンター

ひと月200円で借りられるA4サイズの展示スペース。公演のチラシや、活動情報、メンバー募集など、文化芸術、地域に関する情報発信にご利用いただいています。



年に2回発行している劇場の広報紙、シアター・コミュニケーション・マガジン「座・高円寺」は、劇場の情報をもとより、毎回違う切り口で高円寺の魅力特集。迫力ある写真と読み応え満点な記事で町のみならずからもご好評いただいています。



座の市

毎月第3土曜日に、劇場のエントランスで行っているフードマーケット。杉並産の野菜や、地域の自慢の味を中心に、おいしいものを集めて開催しています。



座・高円寺 施設パンフレットより
<http://za-koenji.jp/>

7. 開館準備業務

(1) プレイベント・開館記念事業

① プレイベント

本施設への関心や興味を高め、活動への理解を得ていくために、開館までの期間を活用し、2018年度からプレイベントを実施しています。

2019年度からは、より多くの方に参加してもらい、本施設整備の機運を高める機会として、さらに事業の拡充を図っていきます。

【2018年度プレイベント】

■ひと・まち・つくるプロジェクト「わが町」ワークショップ

岡山芸術創造劇場（仮称）の整備エリアの“まち歩き”を通じて、地域の魅力や資源を再発見しながら、劇場のある「わが町」ワークショップを実施。

まちの取材からはじまり、取材で得た題材での創作、最後は発表へと至る一連のプログラムを市民参加で展開。



〔「わが町」ワークショップ事業〕

②開館記念事業

開館記念式典は、式典自体は市が中心となって実施することになりますが、舞台芸術の演目などを式典内で実施する場合には、施設を実際に運営する指定管理者が中心となって行うことが想定されます。

開館記念事業も、主に指定管理者が中心となって実施することが想定されます。

本施設の設置者である岡山市と、管理運営を担う指定管理者が連携した推進体制で、遅くとも開館の2年前から事業内容の企画・立案、1年前は制作を行うとともに早めにPRし、開館への機運を高めてまいります。

(2) 開館に向けた準備業務

開館に向けては、以下のような業務が発生します。

業務遂行する組織体制も含め、計画的に実施する必要があります。

時 期	施設運営関係	施設整備関係
2019 年度 (開館 3 年前)	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な施設運営の検討（事業計画詳細、人員配置計画、広報計画詳細、利用規則の検討、収支想定など） ● プレ事業の実施及び次年度の企画立案 ● 開館記念事業演目等の検討、経費想定 ● 大型開館記念事業経費想定、企画立案 ● 広報の展開、経費想定 ● 会員制度・支援制度等の設計 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設や各種設備の仕様、施工進捗状況の確認 ● 備品調達計画策定 ● 再開発組合との打ち合わせ及び会議などへの出席 等
2020 年度 (開館 2 年前)	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設設置条例制定 ● 管理運営者（指定管理者）の選定・指定 ● 施設利用受付準備 ● プレ事業の実施及び次年度の企画立案 ● 開館記念式典、開館記念事業の企画立案 ● 広報の展開 ● 会員制度・支援制度等運用準備 ● 営業（施設利用） ● 管理組合（仮称）との打ち合わせ及び連絡会議などへの出席 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設や各種設備の仕様、施工進捗状況の確認 ● 備品発注準備（仕様書作成等） ● 再開発組合との打ち合わせ及び会議などへの出席 等
2021 年度 (開館 1 年前)	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設利用受付の開始 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設パンフレット、利用案内、申請書等印刷物制作 ・ 事前周知 ・ 事前説明会の実施 ・ 舞台技術関連資料の作成 ● 開館記念式及び開館記念事業の制作・営業 ● プレ事業の実施 ● 広報の展開 ● 会員制度・支援制度等の立上げと運営 ● 営業（施設利用） ● 委託業務発注準備（仕様書作成、事業者選定等） ● 管理組合（仮称）との打ち合わせ及び連絡会議などへの出席 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施工確認 ● 施設や各種設備の仕様、施工進捗状況の確認 ● 備品発注・納入計画 ● 各種検査 ● 竣工 ● 備品搬入 ● 各種設備等の取扱い説明や操作確認 ● 各種設備等の運転マニュアル作成 ● 再開発組合との打ち合わせ及び会議などへの出席 等
2022 年度 (開館年度)	<ul style="list-style-type: none"> ● 開館記念式典 ● 開館記念事業 ● 事業のチケット管理と販売 ● 次年度以降の通常事業計画 ● 施設利用受付及び営業 ● 委託業務発注 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種設備等の取扱い習熟訓練

(3) 開館までのスケジュール

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
施設整備			建設工事			
	事業		プレ事業			
事業			開館記念事業準備		開館記念事業実施	
			通年事業準備		通年事業の展開	
広報			HP運営等 広報活動の展開			指定管理者による 広報活動の展開
施設運営 組織			施設設置条例制定			
	核となる 人材		指定管理者の 選定・指定	開館準備 業務	竣工・引き渡し 習熟訓練	開館 施設運営
施設利用				施設利用 受付開始		施設利用受付業務
施設管理	専有部		委託業務等 の検討	委託業務等 発注準備		施設管理業務
	共用部			管理組合等との 調整・協議		施設管理業務 管理組合との 定期的な協議

8. 収支計画 ※現状、調整中

(1) 支出計画 (試算)

(2) 収入計画 (試算)

9. 次年度以降の課題

(1) 『岡山芸術創造劇場（仮称）』の整備体制

次年度以降、本施設は施設整備関係として、建設工事の段階となります。

これまで進めてきた設計が確実に実現できているかの検証を進める会議体を適切に設けることが必要です。また、本計画に基づいて管理運営関係業務を進めていきますが、その内容を施設建設へ反映させていくための会議体を設けることが望まれます。開館後の指定管理者を早期に定め、実際の施設運営に向けた施設整備の体制を構築しなければなりません。

(2) 市民・地域との協働のための体制づくり

本施設が掲げる3つのコンセプト「魅せる」「集う」「つくる」を実現するために、開館前の段階から市民・地域との協働を進めていくことが欠かせません。

現在プレイベントを行う中での、市民や地域と関わる“点”を、“線”“面”にしていくために、早期から取り組むための体制を整えていきます。

(3) 管理運営・事業の評価

新施設は指定管理者制度を導入するため、指定管理者が行う管理運営について評価を実施していきます。

指定管理者には、その選定にあたり、どのような施設の管理運営を行っていくか、市が求める方向性にとった提案を求めます。その提案内容について第三者による評価を行い、『岡山芸術創造劇場（仮称）』として望ましく適切であるかの判断を行います。

その提案内容を基礎として、施設の管理運営についての評価を実施していきます。

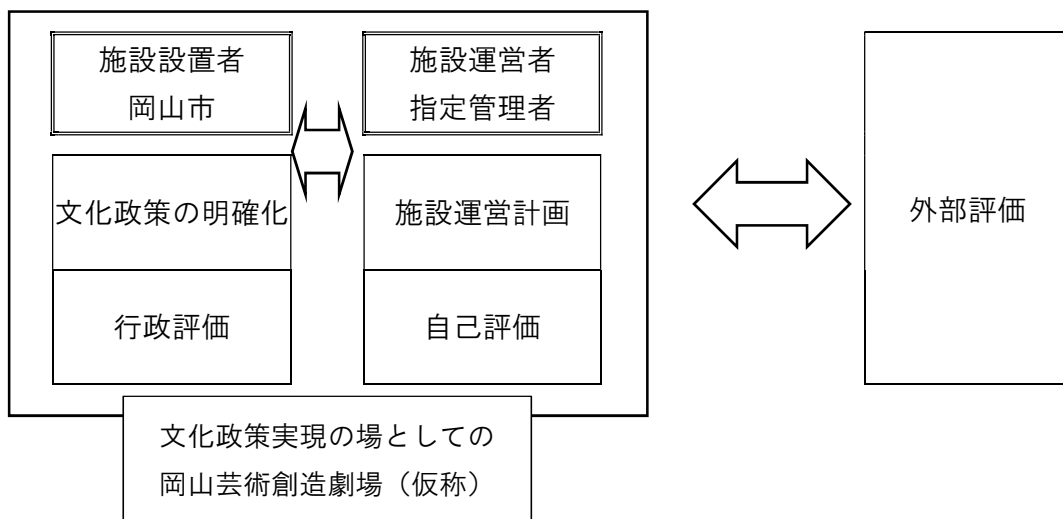
評価は定期的実施し、事業の実施状況や運営状況を確認し、課題や問題点等を把握し、必要に応じ運営改善を図ります。

運営母体の項で整理したように、指定管理者となる運営母体は、岡山市の文化をはじめとする各種政策等と協調した活動を行い、日常的な協議の場を設け、それぞれの事業評価を行うとともに、第三者による外部評価を実施し、その取り組み全体の評価を行っていきます。

それぞれの事業評価としては、以下が想定されます。

- ①管理運営者が自ら行う自己評価
- ②設置者である行政による評価

第三者評価を行う組織としては、指定管理者を選定する委員会等の組織を継続させておくことなどを検討します。



なお、評価の視点や具体的な項目は、今後施設の達成目標を具体的に検討する中で併せて検討し定めていきます。

資料編
